



医療事故における組織過失論導入の可能性とその課題

大下, 宗亮

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2024-03-25

(Date of Publication)

2025-03-01

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第8816号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100490041>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



学位請求論文審査報告要旨

博士學位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

氏 名 おおした むねあき
大下 宗亮

学位の種類 博士(法学)

学位授与の要件 神戸大学学位規程第 5 条第 1 項該当

学位論文の題目 医療事故における組織過失論導入の可能性とその課題

審 査 委 員 主査 教 授 手嶋 豊

教 授 浦野由紀子

教 授 田中 洋

論文内容の要旨

本論文は、医療事故発生後の対応として、医療現場で行われる事故調査と、事故の法的責任の所在を明らかにするために行われる民事責任の追及とは、その目的が異なることから、事故の原因解明に実質的な差異が生じており、それが同種の医療事故の再発予防のための情報を得るためには妨げとなっている、との問題意識のもとに、こうした阻害要因を極小化するためには、民事責任のあり方を再構成することが必要であり、その手段として、医療者個人の責任ではない組織過失概念を医療事故へ適用可能であるかどうかを、日本の最高裁判例、及び、アメリカ法を対象とする比較法を素材として、検討するものである。

医療領域で重大な事故（医療関係者が予期しない死亡・死産）が発生した場合、医療法の定めるところにより、事故調査が実施されるが、事案の内容によっては、患者あるいはその関係者から、医療関係者の責任関係を明らかにするという法的責任追及の手続も開始される。このような医療事故における法的責任追及の手続は、主に民事責任であり、ここでも民事責任を中心に検討するが、事故調査と法的責任追及とは、医療事故に限らず、さまざまな事故類型において、事故発生に付随して実施されている。事故を契機とした一連の対応は、両者がともに、「事故の原因を解明する」という意味で、共通したプロセスを経るものではある。しかし、両者にはそれぞれの目的に差異があり、このため、調査の対象や原因解明のための方法、結果としての事故原因解明の程度や内容に大きな相違がみられる、というのが実際のところである。これら制度の相違は、各々の制度の存在目的に起因する必然的な構造的なものと捉えられるが、事故調査と法的責任追及の手続とは、事実上、相互に影響を及ぼし合っていることが認められることから、制度目的の相違の存在が、事故の再発防止そのものを停滞させるという悪循環を引き起こしていることが疑われる（第二章）。

薬害・環境破壊（公害）事件における損害賠償訴訟において、これまで議論が活発に行われてきた経緯がある、損害賠償法における組織過失論は、個人の責任を問うのではなく、組織体に対して責任を問うもので、主にドイツ法研究に由来する理論である。この理論は、前章で指摘した事故調査と法的責任追及との目的の相違から導き出される事故予防に関する情報収集のための阻害要因を解消し、ひいては事故の再発防止を進展させる可能性を秘めていると解する余地がある。しかしながら同理論には、組織に対する帰責の正当化根拠や、組織が負うべき義務の内容など未だ詳細が明らかになっていない、という多くの検討課題が残されたままであることが指摘されており、日本での組織過失をめぐる議論の進展と停滞の経緯は、この批判を裏付けるものとなっている。

そのような停滞した議論状況にあって、2011年3月に発生した東日本大震災によって東北地方を襲った津波被害をめぐって提訴された、いわゆる津波訴訟のひとつである大川小学校事件での国家賠償責任をめぐって、教員の過失を認めた一審判決と異なり、その控訴審判決は、評価に幅があるとはいえ、組織が適切に機能しなかったという組織過失を認めたものとして注目された。この判決を契機として、それまで停滞気味であった組織過

失に関する議論が、再度活発に展開されるようになりつつある。特に、組織過失における義務を基礎づける根拠については、新たな展開が認められ、また、複数の組織を義務主体とする見解が、新たに設定された問題に対するものとして認識されており、まだ共通認識が形成されるに至っている状況とはいえないが、組織過失の意義を認めることについては、少なくとも共通理解が形成されたといえるのであり、その要件・帰責構造・義務主体の範囲・義務内容を検討することが必要である。

アメリカでは近時、医療事故領域において、組織責任の法理が支持されていると解される。しかしながら、組織責任の法理が一般的に認められているとはいえない時期が、以前は存在した。現在のように、同法理が広く認められるに至った歴史的変遷を辿ると、その背景には、医療機関に対して国民が信頼する状況が形成されたことが強く影響しているものと考えられ、アメリカで伝統的に認められている、譲渡できない義務などを根拠とする法理論の展開がみられることが、本法理の定着に際して注目される場所である。さらに、こうした政策的視点を踏まえて、組織に対する直接責任を導いているという点は、日本における組織過失の議論では扱われていない。そこで、これらの議論を基礎として、組織過失を日本の損害賠償制度に本格的に導入するにあたって、考慮しなければならない要素を整理している（第三章）。

日本では、医療事故の場面で、組織過失論が適用された判例は、まだ殆ど存在しておらず、学説も発展途上にある。しかしながらアメリカと同様に日本でも、医療機関への直接的な信頼は、社会において形成されてきていると考えられる。また、医療の安全を確保するためには、個人の努力だけではなく、組織的な対応が必要であることを含意している諸規定が、医療法を始めとする個別法に定められるようになってきている。このような社会背景を踏まえれば、組織過失の判断枠組みは、医療事故が発生した場合にも充分妥当し得ると考えられるところである。このように同理論は、日本の損害賠償制度に導入し得るものと考えられ、これに基づいて、日本での医療事故についての最高裁判決のうち、特に組織過失が問題となりうると思われるものについて、その妥当性を検討する分析を行っている。その結果、複数主体関与類型・医療行為類型・説明義務類型の各類型について、組織過失という判断枠組みが可能であるとした（第四章）。

以上のような検討の結果、組織に対する帰責根拠は、医療機関への国民の信頼に基礎づけられた医療の安全確保が、医療法などを通じて医療機関に義務づけられていることにあり、その義務づけは、医療の安全確保を目的として活動を行う主体すべてに対してなされる。また、医療事故における損害賠償の領域に組織過失論を組み込むことによって、医療の安全確保を促進するという実益を期待し得ることが示唆され、こうした実益は、事故調査の目的にも合致すると考えられた。しかしながら組織過失における因果関係をどのように捉えるべきなのか、医療事故の直接的な当事者に対する責任追及をどのように扱うべきかなどといった多くの重要な課題も同時に明らかにされ、今後、これらの問題についての解決が必要であることも課題として残されることとなった（第五章）。

論文審査の結果の要旨

本論文は、医療事故という深刻な人身被害の問題について、加害者の個人責任を主とする民法の立場が、事故の再発予防の見地からは、むしろ妨げになっているとの理解から、事故後に行われる事故調査の目的と平仄を合わせるためには、いかなる形に制度再構築がなされるべきかを模索し、アメリカ法で認められている組織過失論を参照しつつ、これまで築かれてきた判例法理にも矛盾するものではない、一試論を提示しようとするものである。

本論文は、特に以下に挙げる諸点において、優れたものがあると評価することができる。

第一に、本論文は、事故調査と民事責任との接合・調整という、それぞれ事故後に実施されるものでありながら、これまでは必ずしも有機的に行われてきていなかったもの同士を関連させて検討し、そこから提案につなげている点である。医療は、疾病や受傷などの健康・身体状態に問題をかかえている人の身体・精神に対して、それらの問題を除去・軽減するために直接的な作用を及ぼす行為が中心であることから、医療に起因する事故は、死亡や重度障害の後遺などの深刻な結果を招来する可能性も、決して小さくない。そこで、こうした事故を予防すること、とりわけ回避可能な事故を確実に予防することは、現実的に医療を受ける患者にとって、極めて重要な意義がある。不法行為法・損害賠償法の社会的機能の観点からは、その主たる機能は損失の回復であって、事故の抑止は副次的なものにすぎないという位置づけが通説であるものの、医療事故の場合、事故予防の重要性は大きく、現に患者である者、及び、現在は医療を受けていなくても、将来、患者になって医療を受ける可能性がある人々、結局これは全ての人々になるが、そのような人々にとって、最も望ましいのは、事故発生が予防されることである。ある医療現場において事故が起こったということは、それが行われた場において、原因となる事実が存するというのであるが、そのような事故の原因を、事故現場の複雑な事実の中から析出し、それらの情報を通じて同種事故の再発防止に役立てることは、国民皆保険で広く同様な医療が実施されていると推測される日本の医療現場に、共通の利益をもたらすことが期待できる。しかしながら民事責任に関する法制度や裁判実務は、このような期待に応える形では構築されているわけではなく、こうした取組みがなされることは、望ましいといえるのであって、先駆的な価値が認められよう。

次に第二に、本論文は、組織過失論を、医療事故の責任に関する場面において適用する可能性を探り、これを利用可能な形で提案することを試みている点である。組織過失の議論は、薬害や環境汚染を理由とする損害賠償の事案群において論じられてきたという経緯があって、また、近時の組織過失に関して議論が活発になったのは、大川小学校事件の控訴審判決に触発された点が大きいのということからも、医療事故への適用は未開拓の分野、と解してよいものと考えられる。これまで、医療事故に関する責任論は、医療関係者の個人責任を基調とする制度枠組みの中での議論というものが大半を占めているが、実際の医

療は、医療者個人の注意と責任のもとに動かされているというよりは、まさに一体としての存在がその内実となっているというものが少なくない。そうであれば、そうした医療の内実・実態を適切かつ自然な形に反映した責任法のありようも模索されてしかるべきであるところ、そのような問題関心に基づいてなされている制度再考の動きは、現在までのところ乏しいという実情があり、その意味で、本論文が果たすことが期待される貢献の程度には、大いなるものがあるといえよう。このことはまた、これまでもつばら、医療関係者の個人責任に焦点を当ててきた学説の方向を修正し、医療事故の法的責任のあり方に再考を促すに際して機運のひとつとなりうる可能性をもっているものと思われる。

さらに第三の点として、本論文は、これまで先行研究では十分に紹介されているとはいえない、組織過失に関するアメリカ法での議論について、詳細に調査し、その登場から広く受け入れられるまでの発展の歴史を踏まえて、現在の客観的状況を示し分析したという点で、優れたものと解される。日本での組織過失論は、ドイツ法の紹介に由来するとされているが、法体系が異なるアメリカ法でも独自の発展があり、それらを参照・紹介することは有益なことである。

このように、本論文はいくつもの優れている点を有していると認められるが、同時に、なお課題を残していることも否定できないところである。

本論文の提案は、医療に対する信頼を背景に、医療関係者個人の責任を問うのではなく、組織過失を医療機関の直接責任を課す、という内容であるが、これが医療事故の被害者にとって受け入れることのできるものと認められるために十分なものであるかという点である。確かに組織過失として構成することが、より実践的で、実状にも適合的であり事故予防のためにも有効と考えられる医療事故類型が存在するであろうことは、容易に想像できるが、もつばら特定の医療者個人に帰責するだけで十分でありそれを関係者が望んでもいいというような医療事故類型もあるのではないかと思われることである。こうした事例については民事責任の対応すべきものではなく刑事責任・医師免許といった側面からアプローチすべきということであるかも知れないが、そうであるならば、再構成すべき課題は、民事責任だけにとどまらない提案であるべきことを、より明確に意識し提案すべきものであると考えられる。

次に、医療事故において、医療者個人の個人責任を問わないことで、事故に関する情報の収集の妨げとなる事態を回避することが適切であるとしても、その代わりに責任を問われる可能性のある組織・医療機関が、責任を負うことを回避するため、組織防衛の観点から、当該医療事故の原因解明を妨げるという行動に出る可能性はないか、ということが懸念される。責任を問われる組織の枠組み、換言すれば、その限界はどのようなものを想定しているのか、についても、より説明が必要であり、さらにこうした組織の負の反応の可能性とその抑止のための方策も考える必要がある。また、因果関係の問題も検討することが必要である。

第三に、本論文とその提案が、医療事故の判例法理に適合的である、少なくとも対立するものではないことについての裏付けは、最高裁判例の検証によって行われているが、毎

年、医療事故に関する下級審判決は八〇〇件程度が出されており、最高裁の分析だけでは十分とはいえないことは確かであり、より多くの事案の検討が求められるところである。

これらの課題は、多くの検討作業の追加を求める内容ではあるが、議論の余地を多く含むものであり、また、本論文の執筆者自身がその必要性についても認めているところであり、これらの課題の存在によって、本論文の有する学問的価値が損ねられるものではない。

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者である大下宗亮氏が博士(法学)の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

令和 6年 2月 20 日

審査委員 主査 教 授 手嶋 豊
教 授 浦野由紀子
教 授 田中 洋